

【退会届】（コピー）

札幌市立●●●●小学校 PTA 会長：●● ● 様

私、万年 六糸坊は、平成 23 年 2 月 15 日をもって札幌市立●●●●小学校 PTA を退会いたします。

【退会理由】

1、少なくない保護者が、「自分の子どもが小学生になると、PTA には入るもの（入らなければならないもの）と考えていた（現●●●●小学校 PTA 役員・副会長を含む）」と私の質問に答えました。

貴方は、私の指摘を受けて「入学式の PTA 説明会」において口頭で「任意団体」である旨を新入学児童の保護者に説明したにも関わらず、PTA だよりで「PTA に入会しない保護者および生徒を PTA 主催の学校内行事に参加できない（させない）」と通知したことは、PTA に入会したくない（できない）生徒・保護者を「学校内で差別する」意思であると受け取れます。

「差別される」と受け取った保護者が、差別されたくない気持ちで入会することを見込んだ軽率な発言であり、そのような発言は「保護者に対する強迫である」と認識せざるを得ません。

保護者意思の「任意性」を踏みにじる表現であり、=小学校「父母と先生の会」(PTA) 大二次参考規約 [1954] =の「規約第六条」(後述) にも違反する行為です。

差別や強迫を公然と発言する会長の君臨する PTA には所属できません。

2、貴方は「過去に市 P 協・区 P 連を脱退した単 P がある」と私に言いましたが、市 P 協事務局長：●●●●氏は「脱退した単 P はない」と、私の質問に回答してきました。

どちらかが嘘を言っていることは間違いないのですが、市 P 協広報担

当である貴方も市 P 協事務局長も 1 年以上経過した今日まで訂正をしないことは、私個人を無視・愚ろうしただけでなく、単 P 会員の疑問に誠意をもって対応しない組織の本質をさらけ出し、札幌市の PTA 組織が如何にいかげんな運営をしているかを証明できるものでもあります。

そのような保護者に対して嘘を言い愚ろうする単 P 会長及び上部組織の役員が運営する団体には、末端にも所属する気持ちはありません。

3、市 P 協事務局長：●●●●氏は、私の「PTA は任意団体であるなら入退会の自由が保障されていなければならない、市 P 協として保護者にその旨を伝える必要があるのではないか」との問合せに、「“保護者の P T A への入会・非入会は、自由である” は基本的なことですし、当協議会が、同趣旨の通達をすることは筋違いでもありますので、通達する考えはございません。」と回答をよこしました。

ところが前述札幌市立●●●●小学校 PTA 副会長のお一人は、「知らなかった。PTA には入るものと思っていた。」と回答し、私の多くの知人友人達も「知らなかった。入らなければならないと思っていた。」と答えています。

さらに市 P 協事務局長：●●●●氏に「どのような方法で“保護者の P T A への入会・非入会は、自由である”を通知しているか」との問合せをすると、全く回答をもらえなくなり今日に至っています。

また、市教委にも同じ質問をしましたが、「社会教育団体には干渉できない（趣旨）」の一点張りで教育現場の混乱の可能性を意に介しておりません。この教育委員会および PTA 協議会の保護者への対応は、本州方面における PTA に関する教育現場の混乱と同じプロセスです。

回答やメールの回答をしてこないことは、前項同様、保護者である私を無視・愚ろうする行為です。また、教育現場の混乱を察知・類推できない役員が運営する組織には、非常に大きな危険性を感じるため在籍を継続することはできません。

4、PTA 協議会会長：●●●●氏は「(PTA 協議会は) 各単位 P T A に対

して、直接何らかの施しをすることはない」とか「私たち（PTA 協議会は）は奉仕団体ですが、慈善団体ではありません。」と PTA 協議会ホームページの就任挨拶で公言しております。

つまり「市 P 協は、単 P には何もしません。」と言いつつ、PTA 会費のほぼ半額を“上納金（分担金）”として負担させています。この“上納”という言葉は市教委職員からも聞いた言葉です。

そのような傲慢なあいさつをする人物が会長に就任し、“上納金（分担金）”を納めさせて何もしない組織の感性は容認しがたいものであり、前時代的非民主性を強く感ずるため、末端にでも所属できません。

5、また●●氏は「教員の採用や教科書の選定から給食費の価格、さらに社会教育の指針など様々な分野で P T A の意見が求められており、市 P 協の役員はじめ理事、監事は、献身的にそれらの要請に答えております。

私たちは、札幌市の教育に対し、とても大きな影響力と責任のある団体です。」と、「社会教育法 1 2 条」を盾にして好き勝手な放言・行動をし、札幌市の教育行政に大きく関与していることを明言しております。

市教委に前述「教員の採用や教科書の選定から給食費の価格などの意見を市 P 協に求めているか」と問合せをしましたが回答はありません。市教委と市 P 協の“もたれあい”を強く感ずるところです。

保護者の一人として、PTA を「教育行政に大きく関与する組織」とは考えていませんので所属する意思を持ってません。

教育行政に大きく関与する PTA 協議会を危険な組織、●●氏を危険思想を持つ人物であると感じると同時に、危険な PTA 協議会に連なることを義務教育を受ける児童の保護者として容認できず、●●氏を選任した役員の見識にも甚だ大きな疑問を感ずるものです。

危険を感ずる人物や見識の低い組織人の存在する団体には、如何なる理由があっても末端にでも所属する意思はありません。

6、市 P 協・区 P 連は、インターネットで「札幌市役所教育委員会外郭団体」を標榜しております。

教育委員会に問い合わせたところ「市 P 協は外郭団体ではなく、任意団体である」旨回答してきました。「“札幌市役所教育委員会外郭団体”名称を使うことには違法性を感じず」と市教委・市 P 協両者に指摘をしましたが、市教委は「社会教育団体のすることには干渉できない」との一点張りです。これも“もたれあい”の証左と考えます。

また、同じ問合せをした市 P 協は無視状態を続けており、1年以上を経て名称の訂正（変更）が行われていないままになっています。

貴方は、そのようなまやかしをする組織の「広報」の任についています。教育機関の極近に位置する組織の役員につきながら、自らの組織の姿勢を正すことをせず、社会に対して背信的・背徳的な団体運営を容認していることに大きな違和感を感じます。

社会に対して背信的・背徳的な団体運営を継続する団体には、末端にも所属する意思はありません。

7、文部科学省は昨年4月、「文部大臣優良 PTA 表彰審査基準変更の文部科学省事務連絡」（平成22年4月26日、都道府県教委宛通達）「任意加入団体の保護者に対する伝達をしていない単 P は優良 PTA 表彰の資格がない（趣旨）」の表現で、事実上「保護者の P T A への入会・非入会は、自由である」を基本としない P T A が数多くあることを認識する内容の「事務連絡」をしています。

「事務連絡」は、道教委から平成22年5月19日付けで市教委に下ろされています。

市 P 協会長：●●氏は「札幌市の教育に対し、とても大きな影響力と責任のある団体です。」と自負し、市教委は「教育行政に欠かせない団体（趣旨）」としていますから、前述「文部科学省事務連絡」の存在を山本氏が認識していないはずがありません。

市教委は「学校や P T A 組織には通知しない」としていますが、行政機関としての認識が疑われたため、僭越ながら私が「教育委員会に変わって」市 P 協と●●●●小学校に通知しました。

道教委から市教委に通達された昨年5月19日から8ヶ月以上を経て

単 P への通達が実行されていないことは、「市 P 協の市教委に対する抵抗や両者のもたれあい」を強く感ずるもので、結果的に「文部科学省事務連絡」は市教委段階に留め置かれ、学校や単 P への通達は行われぬ可能性が大きくなっています。

これは貴方や●●●●小学校 PTA だけの責任ではありませんが、PTA 協議会会長：●●●●氏の社会教育委員としての見識は疑わざるを得ません。

また、市教委は市 P 協へと同様に、「文部科学省事務連絡は市町村への通達が目的であり、単 P への通知はしない。」としていますから、文部科学省事務連絡が「推薦資格となる前提の任意加入」を保護者に周知していない（できない）単 P を「平成 22 年度の推薦団体」としたことになります。現在「市民の声を聞く課」に確認をとっています。

現在、札幌市内の小中学校で「PTA が任意加入の団体」である表明をしている（被推薦資格を持っている）のは、私の把握しているかぎりでは貴方が口ごもりながら「任意団体表明」をした●●●●小学校ただ 1 校と認識します。

これは教育行政の末端機関が大元機関の指針を無視していることであり、真剣に PTA 活動をしている会員に対する欺瞞行為でもあります。

文部科学省事務連絡を年度内に単 P までの通達を目指さない市教委の欺瞞を発端としていますが、いい加減な組織運営をする市 P 協役員が会長に君臨する単 P には、1 日たりとも所属する気持ちはありません。

8、前項「優良 PTA 表彰審査基準変更」は現文部科学省の事務連絡ですが、前述旧文部省の=小学校「父母と先生の会」(PTA) 参考規約（昭和 29 年）=にも「PTA が民立団体である限り、会員になることも、会員に止まることも自覚に基づく個人個人の自由であって、いささかも強制があつてはならない。（規約第六条）」（出典：大阪教育法研究会）としています。

「子どものために」を標榜しながら、PTA の成り立ち（歴史）を認識していない役員による運営や、新入学児童（とりわけ長子）の保護者に

対し組織の成り立ちやあるべき姿勢を説明しない（できない）役員のいる組織には関わる意義を感じません。

***4、6～9 項については市教委に最も大きな嫌悪を感じますが、私たち義務教育を受け入れなければならない者にとっては、教育委員会の選択肢がありません。**

以上8項目の理由により札幌市立●●●●小学校 PTA を退会しますが、この退会届を、私の市 P 協会長や役員への質問状と同じに「受け取りの拒否」あるいは「投棄」などの手段で無視される可能性を大きく感じます。

市立●●●●小学校 PTA 会長である貴方へ学校気付で書留郵送すると同時に、道教委・市教委・市 P 協・市立●●●●小学校校長・市立●●●●小学校 PTA 平成 22 年度副会長にも何らかの手段で通知し、私のホームページでも全文実名で公開、さらに札幌市内の不特定メディアにこれまでの全資料を添付して通知いたします。

私のホームページでは、特定の音楽データ以外はアクセス及びダウンロードに規制を設けていません。本州方面の PTA 問題取り扱いサイトからのアクセスも自由になっており、複数のサイトとの相互リンクを行っていることを書き添えます。

また1週間以内に、●●会長から「受理」の通知が無いときには、札幌市外の複数のマスメディアにも「退会届」の写し及び全資料を郵送することも書き添えます。

平成 23 年 2 月 15 日

万年 六糸坊（自筆署名／印）

札幌市立●●●●小学校 PTA（コピー）

平成 22 年度副会長：●● 様

●● 様

前略。

ご無沙汰しております。

今年度も残すところ僅かになりました。

お騒がせしていること心苦しく感じていますが、その後の経緯から、この度会長：●●さんに同封「PTA 退会届」を提出いたしましたことご承知いただきたく、また、ここ半年ほどに私が得ました「PTA」に関する情報をお渡しして、来年度の「札幌市立●●●●小学校 PTA の運営」をお考えいただきたく思っております。

昨年お話しさせていただいた折り「PTA は任意加入団体」である旨確認させていただきましたが、私の僭越な行動に時期を同じくして、文部科学省生涯学習政策局社会教育課より都道府県教育委員会に向け「平成 22 年度優良 PTA 文部科学大臣表彰について（別紙-1）」という事務連絡が発せられておりました。

お読みいただくとご了解いただけると思いますが、これは「PTA が任意加入の団体であることを前提に」とする文言を含んだ「優良 PTA 推薦基準の変更」を通達するものです。

私の感想としては「何を今さら」というものですが、全国的に PTA 組織に関わる問題が噴出している状況に、文部科学省が「社会教育法 12 条に抵触しない（道教委）」方法で PTA 状況を改善する意図を持った通達であると考えています。

日付が「平成 22 年 4 月 26 日」となっていることにご注目下さい。

そして優良 PTA 表彰ための推薦期限が「平成 22 年 6 月 14 日」とされています。

すでに被表彰候補団体推薦対象者である小中学校・単 P のレベルまで周

知されていないなければならないものと考えますが、実際には「市町村教委が通達を手控えている」という状況です。

道教委は私の問合せに「市町村向けの通達を平成22年5月19日」に発出した」と私の問合せに解答をしてくれております。(別紙-2)

道教委からの回答をもとに市教委に問合せした所(別紙-3)、2月10日に回答が届きました。(別紙-4) 中途半端で疑問の大きい回答です。

「優良PTA表彰候補推薦」の方法は、「**札幌市内のPTA連合会・協議会から推薦された被表彰候補団体のほか優良と認められる団体を北海道教育庁へ推薦しております。**(回答-市教委-.txt-2)」としているにも関わらず、文部科学省の「推薦条件変更」を被表彰候補団体に伝えないまま「平成22年度の推薦を行った」と考えられます。

●●会長への「退会届」にあるとおり、これは被表彰候補団体となり得るすべての単Pに対する欺瞞行為です。選考される立場の者が、選考基準を知らない(確認しない)まま選考されるというのは、推薦されても表彰をされても納得できるものなのでしょうか。

PTAが「任意加入団体」であることは、旧文部省の=小学校「父母と先生の会」(PTA)大二次参考規約[1954] (添付資料-1)の中でも明文化されており、いつの頃かは判断できませんが「PTA上部組織(PTA協議会等)の意図で保護者に伝えない」状況が作られたと推測しております。

その結果「積極的PTA肯定保護者」と「状況否定的(反動的)保護者」が対立する構図を作り、本州方面では「PTAを脱退する学校」もでてきました。北海道では私を除いて「状況否定的(反動的)保護者」はまだ出ていないと思いますが、「積極的PTA肯定保護者による一般PTAに対する威圧的・強制的活動参加」は20年以上前から確認しております。

私はそのような話しや相談をいくつも受けてきましたが、何がしかの助言はしたものの「基本的には現役保護者が発言するべき」というスタンスを維持してきました。(添付資料-2「PTA組織の解体」に詳細を記しております。この文章は市教委へも市P協へも送っております。)

一昨年上の息子が小学校に入学しましたので、それまで考え続けてきた

ことを1年半ほど実践した結果、●●●●小学校 PTA にもお考えいただかなければならない気持ちになった次第です。

校長先生・教頭先生にもお伝えしているとおり、決して初めから「●●●●小学校 PTA を騒がせてやろう」と考えた訳ではなく、「市教委と PTA 協議会のレベルでの指針なり指導なり」を見たかったのですが、市教委も PTA 協議会も自分達の立場を認識せず、●●●●小学校に騒ぎを起させたつもりなのか、まやかしに満ちた回答しかよこしません。

つまり「単 P の一保護者は相手にする必要がない」という傲慢な意識であろうと推測しますが、全国の PTA に関する問題（騒ぎ）は「全保護者を会員にしておく意欲の PTA 組織エゴ」と「PTA 組織と各自治体教育委員会のなれあいやもたれあい」から作りだされたものと断言します。

「積極的 PTA 肯定保護者」と「状況否定的（反動的）保護者」及び「学校（校長）」の対立は裁判沙汰にまでなっている場合があり、札幌市教委も札幌市 PTA 協議会も「裁判沙汰の大騒ぎを望んでいるのか？」と思えるほど愚鈍な対応・対処しかしておりません。

私は20年以上の時間をかけて PTA を考え、ほぼ2年間、●●●●小学校 PTA 状況把握及び、市教委・市 P 協に対することに時間を割いてまいりました。余りに茶番と感ずることが少なくないことや、市教委・市 P 協も単 P のレベルに押しとどめたい意思を感ずるので、これ以上無駄な時間を過ごさなければならない理由を持たず、「●●●●小学校 PTA 内で騒ぎを起すか退会するかを選択」をしなければならなくなりました。

退会後は、市教委・市 P 協を糾弾する行動のみに切り替え、これまで協力を申し出て下さった方々とともに「PTA 運営の正常化」を社会に訴え続けることになるだろうと思います。

様々な情報を伝えてくれる本州の知人達は、健全な運営をしている単 P の紹介にまでエネルギーを注がなければならないほど、本州方面の PTA 状況は混乱しています。（添付資料-3）

現状を続けるとおそらく「いじめ」や「学級崩壊」同様に、この北海道でも数年後には本州方面と同じ状況を迎えないといけないだろうと予想します。同じ学校内で保護者同士が、「PTA の運営を間に対立関係を作る」

という愚かな状況は作るべきではありません。

過日「教職員の心的疾患」が北海道新聞に大きく取り上げられましたが、私の経験をとおして記事を詳読すると、PTA 組織が小さくない要因になっている現実を取り上げていない記事内容に疑問を感じています。

●●●●小学校は問題が極めて小さい PTA だと感じていますが、全国の PTA を問題視せざるを得ない方々同様、私は●●●●小学校一つを考えて行動しているわけではありません。

この度の私の「退会届」は皆さん●●●●小学校 PTA と対立する考えで提出したのでもありません。「旧 PTA 体質を継続すると、対立的考えや行動をする保護者を増やすことになる警告」とお受け取りいただき、単 P 運営を一から考え直していただきたい。

私は一旦●●●●小学校 PTA を退会いたしますが、あるべき姿の PTA には積極的に協力する考えを持っております。

ただし、私の考える PTA から大きく外れる運営であれば決して参加することはないとお伝えします。それが「任意団体」のしょうがない側面であり、PTA は全国的にも退会者を増やしている状況にもあります。

市教委も市 P 協も、炎が大きくなると消火を考えられない組織のようです。私のような煙を払うだけでは、火事は防ぐことができないことを知るべきであり、火事によって負傷するのは現場で作業に従事する人達であることを、組織人は常に意識するべきと考えます。

またいつかお話しさせていただけるときがあれば、同じ小学校に子どもを通わせる保護者の一人として嬉しく思います。

2011 年 2 月 15 日

万年 六糸坊（自筆署名／印）

平成 23 年 2 月 22 日

平佐 修（2 年●組・1 年●組）様

札幌市立●●●●小学校

PTA 会長 ●● ●（●●●●小学校父母と先生の会会長之印）

札幌市立●●●●小学校

父母と先生の会（PTA）退会の受理について

謹啓

時下ますますご精銳のこととお喜び申し上げます。平素より PTA 活動に
対しまして種々ご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2 月 14 日付けで文書にてお申し出のありました標記の件につきまして、
札幌市立●●●●小学校父母と先生の会（PTA）退会を受理いたしました。

万年様の退会は残念ではありますが、PTA に所属するしないに関わらず、
札幌市立●●●●小学校に子どもが通う保護者として、子どもたちのより
良い育ちを目指すことには変わりはないものと拝察いたします。

本 PTA も各方面からの様々なご意見を伺いながら、よりよい PTA 活動
を推進していく所存でございます。ぜひ再入会いただけますようお願い申
し上げます。

なお、PTA 会費等の手続きにつきましては別途ご連絡させていただきます。
す。謹白